

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年七月十三日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第四十四号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成元年秋田県規則第十二号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第二条の額の計算方法)</p> <p>第二条 条例第二条の当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）を<del>除く。</del>以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合</p> <p>当該法人に対して課する事業税の課税標準となるべき当該各事業年度の所得金額 ×  <del>当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額</del>            当該特別償却設備を新設し、又は増設した者（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち半島振興法（昭和60年法律第63号）第17条各号に掲げる事業用の設備に係る固定資産の価額）</p> <p>二 略 2・3 略</p>	<p>(条例第二条の額の計算方法)</p> <p>第二条 条例第二条の当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）を<del>除く。</del>以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合</p> <p>当該法人に対して課する事業税の課税標準となるべき当該各事業年度の所得金額 ×  <del>当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額</del>            当該特別償却設備を新設し、又は増設した者（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額）</p> <p>二 略 2・3 略</p>

(条例第三条の家屋の範囲)

第三条 条例第三条の直接生産の用に供する家屋で規則で定めるものは、租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第六条の第三十六項及び第二十八条の九第十七項に規定する事業の用に供する建物(当該建物のうちに直接当該事業の用に供しない部分がある場合は、その部分を除く。)とする。

(条例第三条の家屋の範囲)

第三条 条例第三条の直接生産の用に供する家屋で規則で定めるものは、租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第六条の第三十五項及び第二十八条の九第十六項に規定する事業の用に供する建物(当該建物のうちに直接当該事業の用に供しない部分がある場合は、その部分を除く。)とする。

様式第一号付表中「~~建設費~~」を「~~半島振興対策実施地域における~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則第二条第一項第一号の規定は、令和三年四月一日以後に特別償却設備を設置した者が行う事業に対して課すべき事業税について適用し、同日前に特別償却設備を設置した者が行う事業に対して課する事業税については、なお従前の例による。